

学校法人愛西学園 愛知黎明高等学校 同窓会会則

第 1 章 総 則

- 1 (名 称) 本会は、愛西学園愛知黎明高等学校同窓会とする。
- 2 (目 的) 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 3 (事 務 所) 本会の事務所は、母校愛知黎明高等学校内に置く。

第 2 章 組織・会員の資格

- 4 (組 織) 本会は、正会員・準会員・特別会員を以って組織する。
- 5 (会員の資格) 各会員の資格は下記の通りである。但し、準会員、特別会員は表決権・役員就任権を持たない。
- (1) 正 会 員 愛知黎明高等学校（旧：弥富高等学校）を卒業した者を正会員とする。
但し、かつて在籍した者も希望すれば、幹事総会の承認を経て、正会員になることができる。
- (2) 準 会 員 愛知黎明高等学校に在学中の者を準会員とする。
- (3) 特別会員 愛知黎明高等学校（旧：弥富高等学校）に在職中の教職及びかつて教職にあった者を特別会員とする。

第 3 章 役 員

- 6 (役 員) 本会に、下記の役員を置く。
- (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名 (3) 理 事 2名
(4) 監 査 2名 (5) 名 誉 顧 問 1名 (6) 顧 問 2名
- 7 (会 長) 会長は幹事総会に於て選出し、任期は2年とする。
会長は、本会を総括し、代表する。
- 8 (副 会 長) 副会長は、会長が幹事総会の承認を得て任命する。この者の任期は会長と同じ期間とする。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は、その役務を代行する。
- 9 (理 事) 理事は幹事総会に於て選出する。任期は2年とする。
理事は、会長・副会長と共に理事会を構成し役務を処理する。
理事会は、会計1名を互選する。

- 10 (監 査) 監査は、幹事総会に於て幹事の互選によって定める。任期は2年とする。
監査は、第28条によって選出された資産・会計に関する書類を監査して、これを定例幹事総会に報告しなければならない。
- 11 (名 誉 顧 問) 名誉顧問は、母校校長に委嘱する。
- 12 (顧 問) 顧問は、幹事総会で適当と認めた者とする。(愛知黎明高等学校事務長及び在職中の教職員1名)。顧問は、必要な場合重要な会議に参加する。
- 13 (役員補選) 役員に欠損が生じた場合は、必要と認めたときに限り、補欠選挙又は補充選任を行い、その任期は、前任役員の残任期間とする。

第 4 章 機 関

第 1 節 総 会

- 14 (総会の地位) 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年8月に召集する。但し、幹事総会の協議により臨時総会を開くことがある。

第 2 節 幹 事 総 会

- 15 (定例幹事総会) 定例幹事総会は、毎年3月最終日曜日に、会長がこれを召集する。幹事総会を召集するためには、召集日の少なくとも10日前に書面による召集状を発送しなければならない。
- 16 (臨時幹事総会) 会長が、必要と認めたときは、臨時幹事総会を召集することができる。4分の1以上の幹事又は20分の1以上の正会員のいずれかの要求があるときは、会長は臨時幹事総会を召集しなければならない。
- 17 (会議の定足数) 幹事総会は、幹事総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。但し、所定の用件を備えた委任状は、出席者数に算入する。
- 18 (表 決) 幹事総会の議事は、出席幹事の過半数で決める。但し、委任状による表決も認める。
- 19 (幹事総会の役務権限) 幹事総会は、下記の事項を行う。
(1)会則の改正 (2)会の解散・併合 (3)役員を選・解任又は承認
(4)会員入会の承認 (5)予算の決定 (6)事業報告 (7)会計報告
(8)文書報告 (9)監査報告 (10)その他の事項

第 3 節 理事会・特別委員会

- 20 (理事会の組織・地位) 理事会は、会長・副会長及び理事を以って組織し、本会の最高執行機関である。
- 21 (理事会の召集) 理事会は、必要に応じて会長が召集する。又 3 分の 1 以上の理事会構成員の要求がある時は、会長は、理事会を召集しなければならない。
理事会を召集する為には、召集日の 10 日前までには書面による召集状を発送しなければならない。
- 22 (定足数・表決) 理事会の会議の定足数及び表決については、第 16 条、第 17 条の規定に準用する
- 23 (理事会の役務・権限) 理事会は、会則を誠実に執行すると共に、下記の事項を行う。
(1) 一般会務の処理
(2) 渉外関係の処理
(3) 各種議案、予算案の作成及び幹事総会への提出
(4) 年次決算書類を作成して監査に提出する。
- 24 (特別委員会) 理事会は、必要に応じて、特殊の会務を処理するために、理事の 1 人を委員長とする特別委員会を設けることができる。
- 25 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年、4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。
- 26 (資 産) 本会は、入会金・会費・寄附金品・雑収入及び物品目録に記載の財産を以ってする。
入会金・会費については、別に「会費規則」で定める。
寄附に関する事項は、理事会がこれを処理すると共に、その結果を幹事総会に報告しなければならない。
- 27 (金銭収支) すべて本会の収支は、会長の検印ある文書によって会計が行う。
- 28 (決 算) 理事会は前年度の収支に関する記録証書等の書類と共に会計年度報告を、定例幹事総会召集日の少なくとも 7 日前に提出しなければならない。

第 5 章 改 正

- 29 (改正手続) 本会則の改正は、第 18 条の規定に従って行う。

第 6 章 附 則

- 30 (施行期日) 本会則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。

(会 費 規 則)

平成 14 年 7 月制定

本会則は平成 25 年度 4 月 1 日より施行する。(校名の変更)

- 1 入会金は1,000円とし、正会員又は準会員になった時、
納入する。
但し、準会員の時に納入した者は正会員になった時に納入し
なくてよい。
- 2 会費は、別に臨時に徴収する。
- 3 一度納入した入会金・会費は、どのような事情によっても返還
しない。
- 4 この規則の改正は、同窓会会則の改正の規定に準用する。